

サービス利用料金のご案内

下記の料金表のとおり、サービス利用料金から障害児通所給付費等の給付額（全額の9割＝法廷代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割＝利用者負担額）を通所給付決定保護者にお支払いいただきます。

【京都市】

〈地域区分〉：五級地 〈地域係数〉 10.6(円)

〈1回のサービス利用料金〉＝〈単位合計〉×〈地域係数〉

ご利用項目	単位	備考
A) 利用料（放課後に行う場合 3時間まで）	609単位	1日につき 3時間まで
B) 利用料（学校休業日に行う場合 5時間まで）	666単位	1日につき 5時間まで
C) 延長支援加算	92単位	1回につき/1時間以上2時間未満
	123単位	1回につき/2時間以上
D) 児童指導員等加配加算	123単位	1回につき 常勤換算・経験5年以上追加配置
E) 福祉専門職員配置等加算 I	15単位	1回につき/常勤介護福祉士配置
F) 欠席時対応加算（前々日・前日・当日キャンセル時）	94単位	1回につき/月4回まで
G) 送迎加算	54単位	片道1回につき（送迎利用時）
H) 上限管理加算	150単位	1月につき（対象児童のみ）
I) 個別サポート加算 I	90単位	1回につき（対象児童のみ）

- (1) 受給者証に記載されている月額負担上限額に設定されている金額以上の利用料金は、自己負担の必要はありません。
- (2) 欠席時対応加算は、利用予定日の3日前までにご連絡をいただいた場合には加算されません。
- (3) 複数の事業所をご利用されている方で、上限管理を申請されていない方は、その旨をお知らせください。
- (4) 受給者証をセルフプランで申請され複数の事業所をご利用の場合、利用する事業所間で連携し計画に反映させ支援に当たる場合があります。その際は別途〔事業所間連携加算〕を請求いたします。
 事業所間連携加算Ⅰ 500単位/1回（月1回を限度）中核事業所として会議等を開催した場合
 事業所間連携加算Ⅱ 150単位/1回（月1回を限度）開催された会議等に参加した場合
- (5) お子様の学校や児童福祉センター・医療機関等と、情報共有や連絡調整等の連携を行った際に別途〔関係機関連携加算〕を請求いたします。
 関係機関連携加算Ⅰ～Ⅳ 150～250単位/1回（月1回を限度）

(6) 必要に応じてご利用者の家族（兄弟を含む）に対して訪問・事業所等での対面・オンラインにて、個別又はグループで相談援助を行った際、別途〔家族支援加算〕を請求いたします。

家族支援加算Ⅰ 80～300 単位/1回（月4回を限度）個別対応

家族支援加算Ⅱ 60～80 単位/1回（月4回を限度）グループ対応

(7) サービス提供に係る下記の費用は障害児通所給付費の対象外となりますので、実費をいただきます。

①教材費・おやつ代：270円

②その他イベント参加費用（交通費、入場料、食事代等）：実額 ※実施日に実費精算いたします。